



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.112
7月号

新型コロナワクチンの優先接種の要望書を提出しました

6月22日(火)、一般社団法人栃木県環境美化協会と栃木県環境整備事業協同組合の3団体で新型コロナワクチン接種希望者に対し優先的に接種できるよう栃木県に要望書を提出しました。3団体は災害廃棄物等の処理応援に関する協定を締結しており、頻発する自然災害を考慮すると、事前にワクチンを接種して災害に備えることが重要であると考え、医療従事者、高齢者に続く優先対象者に位置づけ、県が設置する接種会場で優先接種するようお願いしました。



○県の方針に照らし合わせるとなかなか厳しいとの回答がありました。また、7月1日の下野新聞の報道を踏まえ県と協議し、次の通りFAXにより会員の皆様に情報提供しました。

【7月1日のFAX内容】

先日希望者アンケートを実施しましたが、本日の下野新聞の記事、県への聞き取りを踏まえると、居住する市町にワクチン接種券を発行していただき、県のとちぎワクチン接種センター（とちぎ健康の森）で、接種することが一番の近道ですので、情報提供します。

とちぎワクチン接種センターでは、これまで市町の接種体制を補完するために、高齢者等に対するワクチン接種を行っていましたが、7月4日（日曜日）から64歳以下でも「県内在住の接種券をお持ちの方」に接種対象者を拡大することになったとのことです。（予約が必要です。また、ワクチンはモデルナ社製で、18歳未満の方は接種ができません。）

ワクチン接種券の発行については、各市町で対応が異なるようですので、お住まいの市町にご確認ください。

【コロナワクチン接種事例；日光市在住、年齢64歳未満、基礎疾患あり；高血圧】

基礎疾患がある場合、かかりつけ医に相談し優先して接種できるとの情報をもとに、

- ・6月28日市役所担当課に相談すると、かかりつけ医に相談してくださいとのこと。
- ・6月28日かかりつけ医に相談すると、かかりつけ医が市と協議しワクチン接種券発行を市に依頼。

～協会ニュース～

- ・7月1日県の大規模接種会場に空きがあり、64歳未満についても7月4日から受付するとの報道。
- ・7月2日ワクチン接種券がかかりつけ医に届く。かかりつけ医だとワクチン接種は8月以降なので、県の大規模接種会場の予約状況を確認。
→ 7月8、9日、18:30 枠に空きがあり、7月8日 18:30 を予約。
- ・7月8日 18:30 モデルナワクチン接種、特に副反応なし。
次回接種、8月5日（4週間後）18:30 予約済。
- ・7月9日接種した所に軽い痛み。
- ・7月10日接種した所の痛み解消。

（栃木県大規模接種会場：とちぎ健康の森レポート）7月8日

- ・18:30 分に予約したが、早めに17:50 分に到着。
- ・入り口に誘導者がおり、18時予約の人のみ受付へ。
- ・18:30 予約者は待機、すでに2名順番待ち。（30分間隔で予約しているため、30分以上前に行くこととなる）
- ・18時になると、18:30 予約者の受付開始、手指の消毒と、検温し予診票のチェック。
予診票がない場合はその場で記入、チェックする窓口は、3か所稼働しており、並んでいる人はいない。記入方法について、わからない場合は丁寧な指導あり。
- ・予診票の記入、チェックに約10分、予診票のチェックには本人確認あり。免許証を提示クリア。
- ・予診票のチェックが終わり、18:10 番号札を受け取り、接種会場へ移動。番号は333番。接種会場は建物奥の体育館のような広く天井の高い場所。
- ・床に動線のテープが張られ、奥に進む。立ち止まると誘導員がすぐに寄ってきて対応してくれる。トイレの場所を確認。
- ・接種会場では、パーテーションで区切られた3か所の問診・接種室が稼働。318番をコール。
次々呼ばれ、18:20、第2問診・接種室に333番コール。
- ・問診開始、蜂アナフィラキシーがあるため、接種後30分待機の指示。通常は15分待機。モデルナワクチン接種。
- ・接種する医師からアルコールアレルギーの有無について確認され、「飲んでも問題なし。」と回答。補助者には受けたが、医師にはやや受け程度。注射はやっぱり痛い。
- ・接種後、すぐに2回目の予約。ここで、30分待機時間の指示、18:52分まで待機。4週後の8月4日 18:30 を強制的に予約。変更するなら、コールセンターへとのこと。
- ・30分待機者と15分待機者、それぞれの場所で待機。
- ・問診前の待機場所も接種後の待機場所も、十分なスペースがある。
- ・誘導者など、係の人の対応は丁寧で、密にならないよう、十分確保されている。
- ・18:53、特に副反応なく、帰宅。
- ・数年ぶりの休肝日にしようと決意したが、「多量の飲酒は控えてください。」との記載を見つけ、・・・。
- ・7月9日コールセンターに連絡し、2回目の接種の場合、副反応が出やすいとの情報を考慮し、8月6日 13:00 と早い時間に変更。

現時点では、ワクチン接種券が届いたら、県の大規模接種会場に予約することが一番早いのではないかと思います。今後とも、コロナワクチン接種につきましては、協会に情報が入り次第速やかに皆様に提供します

栃循環協第3-19号
栃環美協第3-01号
栃環協整備組合第3-07号
令和3年6月22日

栃木県知事 福田 富一 様

公益社団法人栃木県産業資源循環協会 会長 菊池清二



一般社団法人栃木県環境美化協会 会長 山本久一



栃木県環境整備事業協同組合 理事長 菊地豊樹



新型コロナワクチンの優先接種について

私たちの協会運営につきましては、日ごろから格段の御協力、御指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、下記のとおり要望いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

産業廃棄物処理、一般廃棄物処理、し尿処理従事者のワクチン接種希望者に対し優先的に接種を行うこと

【要望理由】

現在、医療従事者等や高齢者への新型コロナウイルスワクチンの接種が優先的に進められ、加えて、職域接種についても具体的な条件が示され、対応可能な団体が実施に向け関係者と調整しております。しかしながら、私たちの協会員はほとんどが中小企業であり、各会員が職域接種の原則である医療従事者を確保することは極めて困難な状況であります。

私たちは、県と災害廃棄物処理の協定を締結しており、ここ数年来の頻発する大規模自然災害を考慮すると、事前にワクチン接種を行い、災害に備えることが重要ではないかと考えます。私たち協会会員のワクチン接種希望者を医療従事者、高齢者に続く優先接種対象に位置づけ、県が設置する接種会場で優先接種していただけないか希望します。

第57回理事会を開催

6月22日(火)、宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて第57回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事19名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 栃木県環境保全対策基金運営委員会の開催結果
6月17日(木)に開催された委員会の概要報告及び今後の基金の運用について提案があり、基金の増強を図るため、国債や投資信託を購入することとなりました。
2. 行政との意見交換会の開催
8月4日(水)、栃木県庁北別館において開催予定の概要や会員等からの意見・要望事項が決定しました。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度も三役のみ参加することとなりました。
3. 令和3年度各委員会の開催
7月27日(火)、栃木県立美術館普及分館において開催予定の概要が決定したほか、仲田理事が、適正処理・調査委員会の副委員長に選任されました。
4. 関東地域協議会 建設廃棄物対策委員会及び実務担当者の選任
加藤副会長と熊本理事が選任されました。

【報告事項】

1. 栃木県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会の開催結果
5月27日(木)、栃木県庁研修館において開催された概要について報告しました。
2. 第10回定時社員総会の開催結果
5月19日(水)、宇都宮市の宇都宮東武ホテルグランデにおいて開催された概要について報告しました。
3. 公益社団法人全国産業資源循環連合会 第11回通常総会の開催結果
6月18日(金)、Web会議において開催された概要及び当協会の会長表彰受賞者について報告しました。
4. 会員の異動
入会や代表者変更した会員があり、6月21日現在の正会員は192社、賛助会員は23社、合計215社であることを報告しました。
5. 今後の日程
主な今後の行事予定について報告しました。
6. 当協会青年部 活動報告
直近の活動内容及び今後の予定等について報告しました。

(公社)全国産業資源循環連合会 令和3年度会長表彰受賞者(栃木協会)

*功労者表彰

山本 久一 有限会社関東実行センター

*地方功労者表彰

神山 昌彦 渡辺産業株式会社 白石 純也 白石環境株式会社

*地方優良事業所表彰

有限会社小山環境美化センター	代表取締役	上野 明宏
株式会社春秋園	代表取締役	小川 孝
有限会社丸沼	取締役	高久 昭一
株式会社三愛ビルサービス	代表取締役	平沼 昇
高全工業有限会社	代表取締役	小出 高幸
株式会社ワタル商事	代表取締役	高橋 昇

*優良従事者表彰

和氣 利至	北関東環境開発株式会社	坂本 行央	渡辺産業株式会社
山本 敦夫	株式会社日環	猪瀬 広史	鈴運メンテック株式会社
小松 信一	ステリサイクルMED株式会社		

【青年部活動】環境学習出前授業に参加しました

今年度も環境学習出前授業が行われ、6月18日(金)那須塩原市立三島小学校において五月女部長等2名、6月18日(月)宇都宮市立石井小学校において村上監査、熊本部員等4名、7月6日(火)小山市立第3小学校及び城北小学校において山本副部長、村上監査、長濱部員が参加しました。

当協会では、子どもたちに環境に優しい循環型社会の形成について学んでいただくため、パッカー車(ごみ収集車)の仕組みやごみ収集の仕事などについて、実物を見ながら説明したほか、パッカー車の操作体験を行いました。今後も県と協力しながら積極的に活動していきたいと考えております。



【宇都宮市立石井小学校】



【小山市立第3小学校】

中長期のCO2削減目標に向けた中小企業の取組を支援します

【支援内容】環境省からの委託事業者によるコンサルティング等を通じて、対象企業の以下の検討を支援(下記に挙げる項目は例示であり、具体的な支援内容は本事業事務局と相談の上、決定します。)

- ・削減計画の策定：省エネや電化、再エネ導入による対策の実施時期及び排出削減量を整理し、ロードマップとして作成
- ・再エネ調達方法の特定：地域資源の活用可能性を踏まえつつ、設置スペースや投資資金の有無等を勘案して、自社に適した再エネの調達方法を検討
- ・ステークホルダーとの連携：ステークホルダー(金融機関や取引先、自治体)との削減計画に関する協議や連携を支援
- ・資金計画の策定：省エネや電化、再エネ導入に係る費用対効果として、削減対策に係るキャッシュフローを試算

【対象企業】温室効果ガス削減に関する中長期目標(SBTや再エネ電力100%等)を設定している、又は設定を検討している中小企業8社程度

【募集期間】令和3年7月5日(月)～8月20日(金)

【参加形態】以下の2つのタイプのいずれかを選択。

(アウトプットをより重視させる観点から、タイプBでの応募を優先。)

《タイプA》 温室効果ガス削減に関する中長期目標(SBTや再エネ電力100%等)を設定している、又は、設定を検討している中小企業の単独参加

《タイプB》 温室効果ガス削減に関する中長期目標(SBTや再エネ電力100%等)を設定している、又は、設定を検討している中小企業が大企業・金融機関・自治体等と連携して参加

【お問い合わせ】株式会社三菱総合研究所

(令和3年度中小企業の中長期の削減目標に向けた取組可能な対策行動の可視化モデル事業 事務局)

Email: moe_sbt_support@ml.mri.co.jp

《会社訪問》

今回は、白石理事の白石環境(株)と熊本理事のいずみ産業(株)を訪問しました。



信頼と信用に応える 確かな技術で



白石環境株式会社

1 会社概要

会社名：白石環境株式会社 代表取締役 白石 純也

住 所：栃木県河内郡上三川町上蒲生 2170 番地 1 TEL 0285-56-0380 FAX 0285-56-0381

創 業：昭和 43 年、従業員 22 名

2 許可の取得状況

《産業廃棄物処理業》

○産業廃棄物収集運搬業：栃木県 許可番号 00900085516

- ・燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん
- ・埼玉県、群馬県、茨城県

○特別管理産業廃棄物収集運搬業：栃木県 許可番号 00950085516

- ・廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、ばいじん

《主な認定・認証取得》

- ・栃木県 経営革新計画 経支第 59-91 号

3 施設概要

昭和 43 年 7 月に日産自動車株式会社栃木工場の工場保全管理及びこれらに附帯する業務を開始し 50 年以上にわたる実績をもとに安全且つ信頼性の高いサービスを展開しています。日産自動車株式会社のパートナー企業として活躍、信頼と信用に応える確かなサービスに磨きをかけてきました。このように、時代やお客様の声を反映しながらさらなるサービス向上を目指しています。

4 会社からひと言

当社は、「命の大切さ」を経営理念に掲げ、次世代の為に限りなく人に優しい環境創造を主眼に事業を行い、迅速・安全・信頼性の高いサービス展開、ニーズを先取りし、製品・工程・技術・サービスのたゆまない改善により、お客様満足と品質、信頼性を実現します。

～会社訪問～

1 会社概要

会社名：いずみ産業株式会社 代表取締役 熊本 範章

住 所：栃木県宇都宮市平出工業団地 43-18 電話 028-664-1115 FAX028-660-0331

創 業：昭和 43 年、従業員 59 名

2 許可の取得状況

《産業廃棄物処理業》

○産業廃棄物処分業：宇都宮市 中間処理業（破碎）許可番号 08420005173

・木くず、繊維くず、紙くず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）、金属くず、ゴムくず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯ランプに限る。）を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯ランプに限る。）を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯ランプに限る。）を含む。）を含む。）

○産業廃棄物収集運搬業：栃木県 許可番号 00900005173

・栃木県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、茨城県、福島県、宮城県

○特別管理産業廃棄物収集運搬業：栃木県 許可番号 00900005173

・栃木県、宮城県

《一般廃棄物処理業》

○一般廃棄物収集運搬業

・宇都宮市、日光市、矢板市、真岡市、那須塩原市、上三川町、芳賀町、壬生町

《主な認定・認証取得》

・ISO14001 環境マネジメントシステム認証取得

・優良産廃処理業者認定 栃木県、宇都宮市取得ほか

3 施設概要

昭和 43 年 11 月に廃棄物業を主軸の事業とし発足。その後、解体業・中間処理・スクラップと事業展開を行い、令和元年 6 月に現在の平出工業団地に各事業所を集約。創業当時からのお客様第一主義を念頭に置き、廃棄物を通して地域に寄り添い、社会公共の福祉に貢献できるよう企業活動を行っております。

4 会社からひと言

私達の次の世代により良い環境を整え、また繋げていくために、弊社は事業活動を通じて限りある資源のリサイクル推進運動での更なるごみ減量化を目指し活動してまいります。社訓にもある「義務と責任の徹底」を常に掲げ、未来へのバトンを繋いでいくことこそ、私たち廃棄物に関わる者の使命と捉え日々努力してまいります。



○このコーナーは、理事から会員皆様にバトンタッチしてゆきたいと思います。

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回は排出事業者に適用される「保管」について宿題にしたんでしたね。
では、早速前回の宿題から。

宿題Q、次のうち、事業者が産業廃棄物を排出した事業場において、産業廃棄物が運搬されるまでの間、遵守しなければならない保管の基準（産業廃棄物保管基準）として誤っているものはどれか。

- (1) 周囲に囲いを設けなければならない
- (2) 見やすい箇所に掲示板を設置しなければならない
- (3) 屋内に保管する場合は、高さの規定は適用されない
- (4) 産業廃棄物の種類に応じ保管期間が規定されている
- (5) 産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透しないようにしなければならない

【解説】

産業廃棄物保管基準は、産業廃棄物が運搬されるまでの間の保管に関する基準であり、事業者が遵守しなければならない基準である。この基準には、保管期間及び保管量に関する規定はない。一方、収集運搬に伴う積替えのための保管及び処分のための保管については保管量の上限が規定されている。

- (1) は省令第8条第1号イ、(2) 省令第8条第1号ロ、(3) は省令第8条第2号ロ、
(5) は省令第8条第2号でそれぞれ規定されている。

正解 (4)

どうでしたか？皆さん正解でしたか？ここでちょっと廃棄物処理法のトリビア。

廃棄物処理法で「保管基準」は解説にもあるように、「産業廃棄物が運搬されるまでの間の保管に関する基準」なんですね。だから、一旦運び出した後は「保管基準」とは呼ばない。たとえば、運搬の途中に保管する時の基準は「収集運搬基準」なんです。これは次のような理屈になります。もし、運び出すときに、その先の目的地、すなわち中間処理施設や最終処分場になると思いますが、その処分先が決まっていなかったらどうなるでしょうか。

運び出したはいいものの、宛がない訳ですから、その産廃は宙に浮くことになってしまいます。つまり、搬入先の無い産廃は不法投棄されるか、途中の道ばたや空き地に無期限に放置されることになってしまいます。そのため、廃棄物処理法の「積替保管」の基準の一つに「目的地がない産廃は搬出してはいけない（趣旨）」という規定があるんです。産廃は条文上先に登場する一廃を準用していますので一般廃棄物の条項でご紹介しておきましょう。

(政令)第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物（中略）の収集、運搬及び処分（中略）の基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること

チ 一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え（中略）を行う場合を除き、行つてはならないこと

～廃棄物処理問題～

こういう趣旨から、排出源から一旦搬出された以降は「運搬途中」という考え方になり、したがって、積替保管の時の基準は「保管基準」ではなく、「処理基準(収集運搬基準)」として別の規定にしているんですね。排出事業者が行う保管であっても、排出場所から持ち出して保管する場合は、やはり「保管基準」ではなく、「処理基準」が適用されます。「保管基準」の「処理基準」との大きな違いとして、保管量と保管の期間について数値の制限が無いことです。

これは前述の通り保管基準は排出現場にかかりますから、普通に考えても、製造工場の中で野放図に大量に保管することは想定しにくいこと。逆に、排出量が少量の場合は、長期間保管していても支障がないケースが多いこと等に配慮しているものと思われます。

次はちょっと特殊な「保管」についての問題にしてみましょう。

Q、ある状況において、事業者が、その事業活動に伴い廃棄物を生ずる事業場の外で自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとする場合、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならないとされている。次のうち、この事前届出が必要なものはどれか。

- (1) 産業廃棄物処理施設設置場所で、当該保管の用に供される場所の面積が 300 m²以上である場所において行われる産業廃棄物の保管
- (2) 当該保管の用に供される場所の面積が 500 m²以上である場所において行われる一般廃棄物の保管
- (3) 当該保管の用に供される場所の面積が 300 m²以上である場所において行われる建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の保管
- (4) 当該保管の用に供される場所の面積が 700 m²以上である場所において、非常災害のために必要な応急措置として行われる建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の保管
- (5) 当該保管の用に供される場所の面積が 300 m²以上である場所において行われる食品の製造に伴い生ずる産業廃棄物の保管

【解説】

届出の対象となる産業廃棄物は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物で、届出の対象となる保管は、当該保管の用に供される場所の面積が 300 m²以上である場所において行われる保管である。この規定は、産業廃棄物処理業等の許可に係る事業の用に供される施設において行われる保管については処理業申請の際に、法第 15 条第 1 項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管については設置許可申請の際に、PCB 廃棄物の保管については PCB 特別措置法第 8 条の規定による届出の制度が既にあり、都道府県知事が把握できることから、届出対象外としたものである。また、「非常災害のために必要な応急措置」の場合は、事前届出ではなく、事後 14 日以内の届出と規定している。

正解 (3)

建設系の廃棄物については、その排出事業者は建設工事の元請としていることや、建設廃棄物の排出場所は工事現場となり、製造工場とは異なり転々と変わってしまうことなどから作られた制度です。

さて、「保管」の問題が続きましたので、宿題は別のものにしましょう。



宿題Q

次の産業廃棄物収集運搬車両の表示義務について、法令で規定されていないものはどれか。

- (1) 表示は車両の両側面に行わなければならない
- (2) 許可業者の表示は自己運搬を行う表示に許可番号を加えなければならない
- (3) 産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨とは「産業廃棄物収集運搬車」等の表示である
- (4) 産業廃棄物について環境大臣広域処理認定を受けている収集運搬車両の場合の表示は、自己運搬を行う表示に認定番号を表示しなければならない
- (5) 表示は文字及び数字の色彩は黒色、地の色彩は白色で表示しなければならない

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



佐藤 泉 法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

コラム

○令和元年度土壌汚染対策法施行状況

環境省は2021年6月25日、令和元年度の土壌汚染対策法施行状況等報告書を公表しました。平成29年改正の土壌汚染対策法は平成31年4月から本格施行されており、今回は改正後最初となる重要な報告書です。

法第3条法第4条の適用による調査件数は過去最高になる一方、法第14条調査の件数が減少しています。法定調査の増加は、改正の効果があったことを示しています。また、今回の報告書は各地の上乗せ条例及び残土条例の制定状況にも触れており、自治体が土壌汚染の防止に積極的な様子を示しています。一方で、113の自治体が申請等について標準処理期間を定めていないと回答し、また電子申請に応じているのはわずか1自治体に過ぎないとされています。土地利用の活性化のためには、行政手続の電子化、標準処理期間の明確化等が必要だと思えます。

https://www.env.go.jp/press/post_5599/116436.pdf

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年6月28日掲載)

○プラスチック資源循環促進法の成立と附帯決議

2021年6月4日、プラスチック資源循環促進法が国会で成立しました。市町村回収及び製造者・排出事業者等の自主的取り組みを促進し、多様な業許可不要制度を盛り込んでいます。

プラスチック製品の削減及び回収・リサイクルを進めるためには、一定の規制緩和により、当事者の自主的取り組みを促進する必要があります。この法律では、収集・処理等について、大臣認定による業許可不要制度を取り入れています。この法律では直接決めていませんが、海洋汚染防止の観点から、マイクロプラスチック対策、既に海に流出している廃棄物回収、漁具対策など、従来の廃棄物処理法の枠を超えた対策も必要となります。衆議院及び参議院では、このような広い視野から、多くの附帯決議が行われました。来年の法施行に向けて、政省令がどのように整備されるか、注目されます。

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kankyoub16CD169803EBFA9492586DC002E7FB7.htm

https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f073_060314.pdf

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/204/pdf/s0802040612040.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年6月21日掲載)

○地球温暖化対策推進法改正と附帯決議

2021年5月26日、地球温暖化対策推進法の改正が国会で成立しました。多くの附帯決議が付いています。

今回の改正は、2050年までのカーボンニュートラルの実現、地方創生につながる再エネ導入促進、企業の排出量情報オープンデータ化などを内容としています。特に、市町村認定制度による、アセスメント手続き簡素化等の規制緩和が重要です。しかし、衆議院・参議院とも多くの附帯決議が行われています。特に参議院では、再エネ導入について、市町村の負担軽減、生態系や農業への影響配慮など16項目に及ぶ要望が追加されました。附帯決議の内容は、今後の政省令制定、運用に影響を与えることが予想されます。再エネ推進と自然保護のはざまで、市町村には難しい選択が迫られるでしょう。

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/204/pdf/580204470.pdf>

https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f073_052511.pdf

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年6月14日掲載)

こんな時、どうするの？ 1 セレンを含有するプラスチック等の処理は
2 鉛を含有するケレン残さの処理は



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1)

有害物質であるセレンを含有するプラスチックやガラスを処分したい。有害物質を含有しているので特別管理産業廃棄物に該当するのか。

(回答 1)

廃酸や廃アルカリなどにはセレンに係る特別管理産業廃棄物の基準がありますが、廃プラスチック類やガラスくずには基準はありません。従いまして、通常の廃プラスチック類やガラスくずとして処理して法律上問題はありません。ただし、セレンを含有するガラスを研磨したときに発生した細かいガラスくずは、セレンを含有するだけでなく溶出することが想像されますので、溶出試験を実施しガラスくずとして処理が可能か確認したほうが良いと思います。万が一、セレンが溶出するような場合は、特別管理産業廃棄物の汚泥として処理することをお奨めします。研磨かすであれば、研磨剤も含まれ、泥状を呈することが多いため、汚泥として取り扱うことが可能と考えられますので、溶出基準を確認し特別管理産業廃棄物に該当するか確認してから処理をしてください。

(照会 2)

鉛が含まれている塗料で塗装した個所をケレンして発生した塗装カス（ケレン残さ）は、廃プラスチック類として処理して良いか。溶出試験を行って汚泥の特別管理産業廃棄物の基準を超えている場合は、どのように処分したら良いか。

(回答 2)

照会 1 と同じような質問ですが、塗装カスは廃プラスチック類と金属くずの混合物と思われますが、形状が細かいので溶出試験を実施すると汚泥などの特別管理産業廃棄物の基準を超えることも予想されます。溶出試験を実施し鉛が溶出しなければ、廃プラスチック類と金属の混合物として処理して問題ないと思います。しかし、溶出試験の結果、鉛が溶出する場合は、特別管理産業廃棄物の処理の許可を受けている会社に試験結果を提供し、処理を相談してください。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。（7月10日現在、11件契約）
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

スキルアップを考えている方に必須の試験です

(公社) 全国産業資源循環連合会

産業廃棄物処理検定 (廃棄物処理法基礎)



こんな人のニーズにおすすめです

- 人事・管理部門
現場の担当者が業務に必要な知識を身に付けているか、定量的に把握したい方。従業員の人材育成にご活用ください。
- 廃棄物処理担当
廃棄物を処理する上で、実務に必要な正しい知識が身についているかを確認したい方。

この検定に合格すると・・・

- 合格証明書カードが交付されます。
- きちんとした知識を備えた人材であることの証明になります。
- お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で適確な提案をすることができます。

【試験日時】 令和4年2月13日(日)10時～11時30分

受験料: 12,100円(税込)

【受付期間】 令和3年12月1日～令和4年1月13日 (ただし各会場定員になり次第、受付を締め切ります)

【申込方法】 専用ポータルサイトにて申込受付 詳細は連合会ホームページにてご案内いたします

【試験形態】 マークシート方式による筆記試験

【試験範囲】 廃棄物の種類、排出事業者責任、委託契約、マニフェスト、帳簿、保管基準、処理基準等に関する法令の基礎

<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/training/>



全産連 検定

検索

【試験会場(予定)】全国13場で同時開催

最寄りの会場をご利用ください

開催場所(定員)
会場名

岩手県(50名)
アイーナ
いわて県民情報交流センター

栃木県(50名)
栃木県教育会館

東京都(90名)
TKP市ヶ谷
カンファレンスセンター

神奈川県(90名)
神奈川労働プラザ

新潟県(80名)
新潟県建設会館

石川県(30名)
石川県地場産業
振興センター

長野県(60名)
ホテル信濃路

愛知県(80名)
名古屋国際会議場

滋賀県(70名)
ピアザ淡海

大阪府(80名)
大阪私学会館

広島県(90名)
広島市文化交流会館

福岡県(50名)
福岡県中小企業
振興センター

熊本県(60名)
メルパルク熊本

共催:

一般社団法人岩手県産業資源循環協会
一般社団法人新潟県産業資源循環協会
一般社団法人愛知県産業資源循環協会
一般社団法人広島県資源循環協会

公益社団法人栃木県産業資源循環協会
一般社団法人石川県産業資源循環協会
一般社団法人滋賀県産業資源循環協会
公益社団法人福岡県産業資源循環協会

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
一般社団法人長野県資源循環保全協会
公益社団法人大阪府産業資源循環協会
一般社団法人熊本県産業資源循環協会

【お問合せ先】

公益社団法人
全国産業資源循環連合会
〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

検定試験担当

TEL: 03-3224-0811 FAX: 03-3224-0820

<https://www.zensanpairen.or.jp>

●営業時間／月～金 9:00～17:00

●定休日／土日・祝日

2021.06

「令和3年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和3年6月11日～令和3年10月末日

対象となる事業者

次の（１）～（３）すべてに該当する事業者が対象です。

（１）高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している

（２）次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

（３）労働保険に加入している

補助金額

補助対象：高齢労働者のための職場環境改善に要した経費（物品の購入・工事の施工等）

補助率：1／2

上限額：100万円（消費税を含む）

※この補助金は、事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします

- ◆ 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- ◆ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- ◆ 健康や体力状況等の把握に関する費用
- ◆ 安全衛生教育の実施に関する費用

具体的には次のような対策が対象となります

【働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防】

- ◇ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器
 - ◇ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器
 - ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの利用
 - ◇ 飛沫感染を防止するための対策
- ※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備については対象となりません

【身体機能の低下を補う設備・装置の導入】

- ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）、階段に手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯等の設置
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ◇ 体温を下げるための機能のある服
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフト
- ◇ トラック荷台等の昇降設備
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ

【健康や体力の状況の把握等】

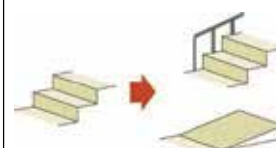
- ◇ 体力チェック
- ◇ 運動・栄養・保健指導等の実施（健康診断、歯科検診の費用を除く）
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動

【安全衛生教育】

- ◇ 高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育
- ※労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高年齢労働者の人数分に限り補助対象とします



リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制



階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



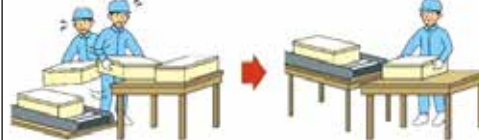
高齢者における安全衛生に関する研修会

例えば戸口に段差がある時



解消できない危険箇所に標識等で注意喚起

防滑靴を利用させる



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

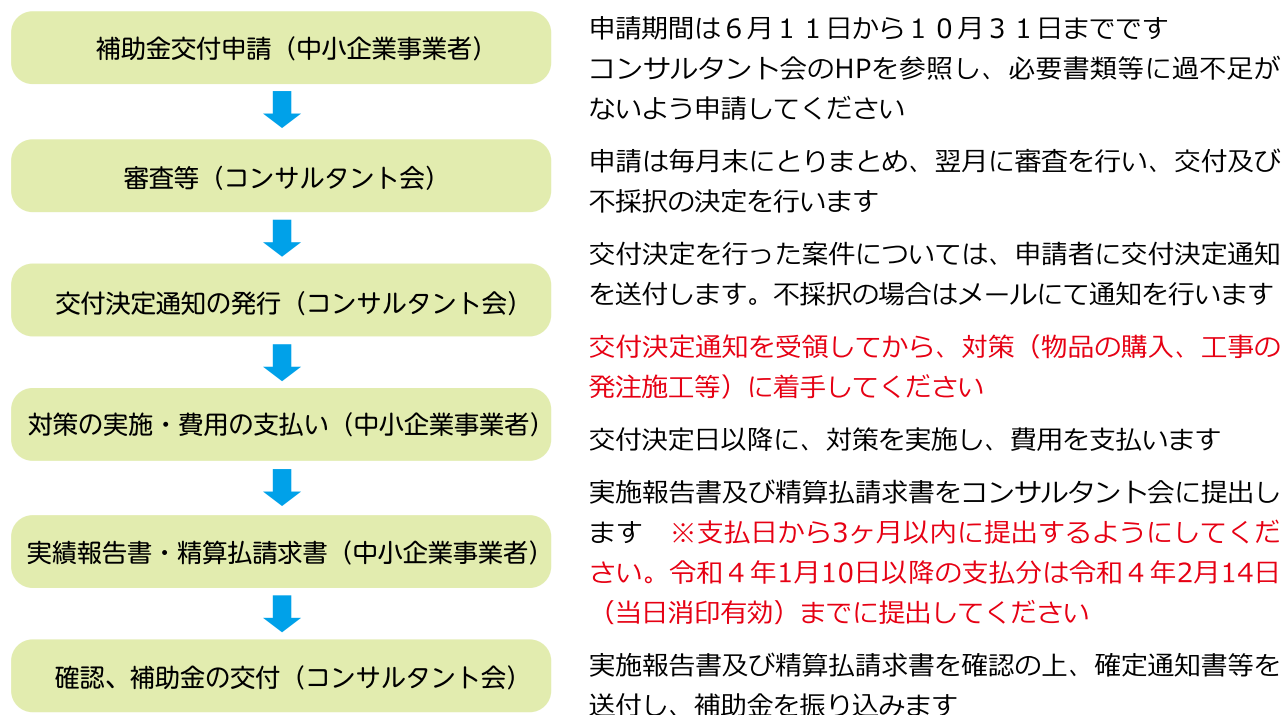
補助対象となる対策の具体例や、補助の対象とならないものについては、Q&Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください。→QRコード



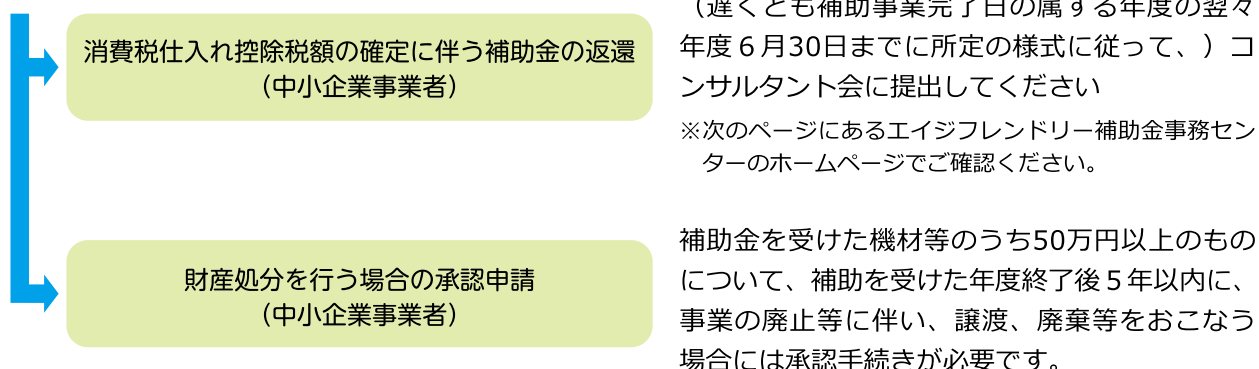
注：申請内容の確認のため、（一社）労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります

申請手続き

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて、審査等を行い、補助金の交付決定と支払いを実施します。



必要な時に手続き



申請に当たっての注意

- ◆ この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ◆ 受付は、月末ごとに締め切りを設け、申請の翌月に審査と交付決定を行います。
- ◆ 交付決定を受けられなかった申請案件は、内容を再検討の上、申請期間中に再度の申請が可能です。
- ◆ **交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切ります。** 早めの申請をお勧めします。



この補助金についてのお問い合わせは、

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター

受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00（土日祝休み）
（8月10日～13日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。
<https://www.jashcon-age.or.jp>



送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
申請関係 または 支払関係

申請関係

☎ 03-6381-7507 📠 03-6381-7508
✉ af-hojyoyimucenter@jashcon.or.jp

支払関係

☎ 03-6809-4085 📠 03-6809-4086
✉ af-shiharai@jashcon.or.jp

※申請関係、支払関係のお問合せ先が異なりますのでご注意ください。

参考情報

▼取り組みべき事項を知りたいとき

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）を活用しましょう

令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



▼好事例を知りたいとき

- ⇒ 厚生労働省ホームページ
（先進企業）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>
（製造業）<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>
- ⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ
<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

■労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業、下記以外の業種関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

無料

65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取り組みを支援します。

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関する事
- 賃金、退職金制度の整備に関する事
- 職場の改善、職域開発に関する事
- 能力開発に関する事
- 健康管理に関する事
- その他高齢者等の雇用問題に関する事

無料

- お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<http://www.jeed.or.jp>）から確認できます。
- 「65歳超雇用推進事例サイト」（<https://www.elder.jeed.or.jp/>）により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。



つながって! ひろがって!

とちぎ気候変動対策 連携フォーラム

気候変動が経営に及ぼす影響についての理解促進、気候変動をチャンスと捉えた気候変動対策ビジネスの促進等を目的として、フォーラムを立ち上げます。

会員募集中!

会員の対象は・・・

県内で活動する企業、教育機関、
NPO等の地域団体、行政機関（市町）

会員になると・・・

セミナー、交流会に参加できます。

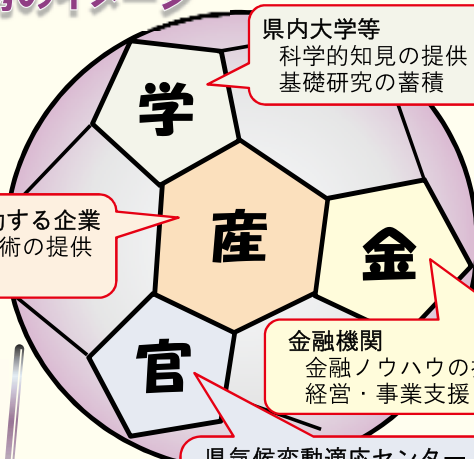
⇒ 先進事例の共有、会員間の交流

コーディネーターによる支援が受けられます。

⇒ 知見や技術のマッチング、個別相談

会費無料

連携のイメージ



とちぎ気候変動対策 連携フォーラムセミナー

R3.7.6(火)
キックオフ
イベント!

◇日程 令和3年7月6日(火)

◇会場 栃木県産業技術センター多目的ホール
(宇都宮市ゆいの杜 1-5-20
とちぎ産業創造プラザ内)

◇対象 設立総会：とちぎ気候変動対策
連携フォーラム会員
講演会：気候変動対策ビジネス等に関心のある
企業、教育機関、団体・市町等

◇内容

【13:30～設立総会】

【14:00～講演会等】

①「地球温暖化による気候変動を
巡る動向について」

講師：国立環境研究所

気候変動適応センター長 向井人史氏

②「気候変動ビジネスへの取組について」

講師：(株)ウェザーニューズ 鈴木孝宗氏

③講師と参加者との意見交換会

④気候変動対策ビジネス等創出支援補助金説明

◇申込先 monozukuri@tochigi-iin.or.jp

フォーラムが目指すゴールは?

「産」・「学」・「官」・「金」が連携して
気候変動対策ビジネス等を創出

そのために・・・

★気候変動対策(適応・緩和)に関する潜在的
なニーズの掘り起こし、市場ニーズの見える化

★気候変動対策(適応・緩和)についての会員
が抱える課題の掘り下げ、地域課題の把握
と共有

★幅広い科学的知見や技術の
マッチングによる効果的な
気候変動対策の創出等

を進めます。

詳細はこちら

とちぎ気候変動対策連携フォーラム

検索

栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

その他、気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報は
センターHPを御覧ください (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)





中小企業の 気候変動対策ビジネスを応援！ ～気候変動対策ビジネス等創出支援補助金～

県内の中小企業者等の皆様が実施する気候変動対策に資する取組や製品開発に補助金を交付し、積極的に応援していきます！ぜひ、ご活用ください。



気候変動対策をビジネスチャンスに！

気候変動が社会の様々な分野に与える影響は、年々拡大しており「気候変動対策」のニーズが、ビジネスチャンスを創出しています。

自らのリスク管理としての「適応策」や、これまでの「緩和策」から一歩踏み出し、他者の気候変動対策を促進する「技術」「製品」「サービス」を生み出すことで、新たな「適応策」「緩和策」を提案する役割が期待されています。

高温耐性品種の開発
環境負荷の低い農業の導入



【農林水産業】

涼しい作業服・防護服、
感染症対策製品の開発



【保健・衛生】

気象観測による
早期警戒システムの開発



【気象観測】

止水シート、
土砂災害予測システムの開発



【自然災害】

非常用電源、エネルギー
マネジメントシステムの開発



【エネルギー安定供給】

ビジネスチャンスが見込める事業分野の例

補助制度の概要

- ◆ 対象事業
気候変動対策に資する製品やサービスの開発・高度化
- ◆ 対象者
県内に工場・事業所等を有する中小企業者等
- ◆ 対象経費
人件費、設計費、試験・実験費、外注費等
- ◆ 補助率及び上限額
上限額：100万円以内
補助率：1/2以内

募集期間

- ◆ 1次募集
令和3年6月15日(火)
～ 同年7月15日(木) 17:00 必着
 - ◆ 2次募集
令和3年8月2日(月)
～ 同年9月10日(金) 17:00 必着
- ※1次募集の申請総額が予算額に達した場合、2次募集は実施しないことがあります。

申込・くわしくは、こちら

栃木県 気候変動対策 ビジネス創出支援

検索

栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

その他、気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)



日光国立公園

日光湯元ビジターセンター



この夏は、三密を避けて、大自然の中で、キャンプやアクティビティ、ワーケーションにチャレンジ！

奥日光湯元温泉周辺案内

日光湯元ビジターセンター周辺には、温泉旅館・ホテルのほかに、温泉が自然湧出している泉源、足湯(冬季休館)、日帰り温泉施設などがあり、開湯1200年を超える歴史ある温泉を満喫することができます。

四季折々に多様な姿を見せてくれる動植物を観察したり、登山やハイキングのほか冬季のスキーやスノーシューなど、1年を通して様々な自然体験を楽しめます。

日光湯元ビジターセンターでは、奥日光の自然や見どころなどリアルタイムの情報を提供しています

施設利用案内
Visitor Information

入館料 無料 Admission free

開館時間 Opening days and hours

4月～11月 April to November
9:00～16:30

夏期 In Summer (7/1～8/31) 8:30～17:30

12月・1月 December and January
9:30～16:30

平日休館 Closed on Weekdays

2月・3月 February and March
9:30～16:30

水曜休館 Closed on Wednesdays

※新型コロナウイルス感染予防対策のため、施設の開館時間などの情報が異なる場合があります。詳しくは直接施設までご確認ください。



日光湯元キャンプ場

- ◆キャンプ場利用期間◆
5月～11月上旬頃
(施設状況により
開設日の変更あり)
- ◆キャンプ場利用受付時間◆
日光湯元ビジターセンター
開館時間内(当日受付のみ)

利用料

○宿泊	大人	1泊1,000円
	小中学生	1泊 500円
○日帰り	1名1回	500円

アクセス Access

日光湯元ビジターセンター
Nikko Yumoto Visitor Center

車 By Car

宇都宮 IC
Utsunomiya IC

日光宇都宮道路
Nikko Utsunomiya Road
(約40分 Approx. 40min.)

清滝 IC
Kiyotaki IC

国道120号線
National Route 120
(約40分 Approx. 40min.)

日光湯元ビジターセンター
Nikko Yumoto Visitor Center

鉄道・バス By Train and Bus

東武日光駅
Tobu Nikko Station

湯元温泉行きバス
Bus bound for Yumoto Onsen
(約90分 Approx. 90min.)

湯元温泉バス停
Yumoto Onsen Bus stop

徒歩3分
3 min. walk

日光湯元ビジターセンター
Nikko Yumoto Visitor Center

日光湯元ビジターセンター

NIKKO YUMOTO VISITOR CENTER

〒321-1662 栃木県日光市湯元
Yumoto, Nikko City, Tochigi Prefecture, 321-1662
TEL: 0288-62-2321
URL: <http://www.nikkoyumoto-vc.com/>



2021.3

～栃木県立美術館からのお知らせ～



山中信夫 B & W コンタクト・プリント 9 1973

Photographic Distance
Distance between World and Me measured by Blurred Pictures and Continuous Gradation

フォトグラフィック
ディスタンス
—— 不鮮明画像と連続階調にみる私と世界との距離 ——

観覧料 一般 800円(700円) / 高校生 500円(400円) / 中学生以下無料() 内は20名以上の団体料金
開館時間 午前9時30分～午後5時(入館は午後4時30分まで) 休館日 月曜日(8月9日は開館)、8月10日(火)
beyond 2020

2021.7.17(土) - 9.5(日)

栃木県立美術館

Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts
〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7 TEL.028-621-3566
http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/

石原友明 United 1989 賛美小舎上田コレクション





01



02



03



04



05



08



10



09



11

1970年代、油彩画よりも「カッコいい」という美的価値を付与されたのがシルクスクリーンなどによる写真製版版画でした。網点ドットによって疑似的階調を施されたハーフトーンは、低質の写真を拡大する方便のひとつでもありました。

しかし1980年代に写真プロパーを凌駕する高度な技術に裏打ちされた写真アーティストたちが生み出す、巨大サイズでありながらも粒子のアレることのない高精細な写真プリントが出現すると、網点ドットによるハーフトーン画像は現代美術の表舞台から淘汰されていきました。

ところが20世紀末から今日にかけて高解像度の画像が世界にあふれ始めると、皮肉にもボケたりブレたりした不鮮明画像のもつ魅力が新たな美的価値として注目されるようになってきました。

本展は、現代美術から放逐されたかみえた写真製版などによる版画と、高精細の写真プリント、さらには写真のような絵画や版画など約90点による三様の多彩なマッチェルを比較することによって、デジタル時代における不鮮明画像の新たな美的価値を確認するとともに、写真固有の連続階調の意義を再考するものです。

主催：栃木県立美術館 後援：朝日新聞宇都宮総局、NHK宇都宮放送局、エフエム栃木、産経新聞社宇都宮支局、下野新聞社、東京新聞宇都宮支局、とちぎテレビ、栃木放送、日本経済新聞社宇都宮支局、毎日新聞社宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局

Distance between World and Me measured by Blurred Pictures and Continuous Gradation

フォトグラフィック・ディスタンス

コレクション展Ⅱ 没後50年 豊田春海の書
7月17日(土)ー10月7日(木)
※9月6日(月)ー24日(金)は休館

【宇都宮美術館のご案内】
令和3年度 第2回・コレクション展
「コレクションの肉づけ」
6月10日(木)ー8月1日(日)
宇都宮市長岡町1077 TEL.028-643-0100



【交通案内】
○電車・バス
・JR東武宇都宮線から東北新幹線に約50分
・JR宇都宮駅(西口6番・7番バス乗場)
東武宇都宮線から「関東バス作新学院・駒生行き」で約15分
「桜通十文字」バス停下車 徒歩5分
○自家用車
・東北自動車道鹿沼ICより約10km、約20分
・北関東自動車道壬生ICより約13km、約25分

栃木県立美術館
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts
〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7 TEL.028-621-3566
<http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>

【協会員の皆様へ】 ー 当協会の会員名簿作成に伴う記載事項変更についてー

当協会では、会員名簿を毎年作成しており、この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。

今年度の会員名簿を令和3年7月1日現在で発行を予定しておりますので、次の事項及び優良産廃処理業者の認定を受けた等変更がある場合には、8月6日までに協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016（連絡がない場合は、変更がないものとして記載します。）

□令和2年7月2日以後に栃木県知事及び宇都宮市長から次の産業廃棄物処理業に関する新規許可、変更許可又は更新許可を取得した場合は、許可証の写しを郵便又はFAXにて送付してください。

- (1) 産業廃棄物収集運搬業 (3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業
(2) 産業廃棄物処分業 (4) 特別管理産業廃棄物処分業

□本社及び主たる事務所に係る次の事項に変更があった場合はFAXにて送付してください。

- (1) 所在地 (3) 代表者氏名
(2) 社名 (4) 電話番号及びFAX番号

会員名簿の広告を募集しています！

令和3年度の会員名簿の作成に伴い、今年度も会員を対象とした広告を募集しております。貴社におかれましても、情報発信のツールとして、是非御活用ください。

掲載の御希望の方は、8月20日（金）までに御連絡ください。（昨年度24社掲載）

対象者	A4半ページ
(公社)栃木県産業資源循環協会 会員	30,000円（税込）

ー 編集後記ー

沖縄地方が梅雨明けしました。この時期を過ぎると本州も梅雨末期を迎え、線状降水帯などによる大雨が懸念され、これまで地盤がしっかりとっていると思われていた熱海で、災害が発生してしまいました。これ以上の災害がなく、梅雨が明けることをお祈りします。

東京オリンピックも、東京に4度目の緊急事態宣言が発出され、一都四県の会場は無観客での開催が決まり、今月23日に始まります。

開会式のセレモニーは無観客でどのようにやるのか。国立競技場周辺にはセレモニーの音楽が夜遅くまで聞こえ、ある程度の様子はわかってきているようです。金メダルが何個とれるのか、金銀銅メダル総数はどうなるのか。無観客でも、コロナの感染爆発は起きてしまうのか。

オリンピックについても様々な意見がありますが、コロナに負けるな、がんばれニッポン！！

ー 事務局だよりー



☆ 6月17日（木）

栃木県環境保全対策基金運営委員会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、栃木県環境森林部の大竹参事、一般社団法人栃木県産業環境管理協会の久保常務理事、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤常務理事が出席し、基金の運用等について協議しました。

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤常務理事が出席し、次回理事会等について協議しました。

☆ 6月30日（水）～ 7月2日（金）

（新規）特管収集・運搬課程、（更新）処分課程、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会が、宇都宮市のコンセーレにおいて開催され、中指事務局次長と藤平主査が運営にあたりました。

*** 8月12日（木）～16日（月）までお盆休業とさせていただきます。
ご迷惑ご不備をおかけいたしますが、何卒よろしくお願ひします。**